

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
伯耆町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	国民年金関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名
鳥取県伯耆町長
公表日
令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び 福 祉年金、特別障害者給付金の受付・審査・報告等を法定受託事務として行っている。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none">①被保険者の資格異動の受付・審査・報告②保険料の免除・納付猶予申請の受付・審査・報告③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告④免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導⑦その他上記に関連する業務
③システムの名称	国民年金システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル、年金受給被保険者台帳ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表の46、128の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(別表の主務省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none">・別表の主務省令第24条の2、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課、分庁総合窓口課
②所属長の役職名	住民課長、分庁総合窓口課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3115

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	
	1) 基礎項目評価書	
	2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書	
	3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
[目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
[権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
[委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
[不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
[不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か]	[]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[○] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>システムへアクセスが可能な環境について、パスワード認証及び利用するパソコンも限定しており、アクセス可能な職員については、人事異動表及び事務分掌等で適切に管理を行っている。</p> <p>また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで、不正アクセスがないことを確認している。</p> <p>これらのことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条の2 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の46、128の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表の主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表の主務省令第24条の2、第68条の2 	事後	
令和7年1月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人數いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月15日	II しきい値判断項目2. 取扱者數いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月15日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	新様式移行による
令和7年1月15日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<p>最も優先度が高いと考えられる対策 [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p>当該対策は十分か【再掲】 [十分である]</p> <p>判断の根拠 システムへアクセスが可能な環境について、パスワード認証及び利用するパソコンも限定しており、アクセス可能な職員については、人事異動表及び事務分掌等で適切に管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで、不正アクセスがないことを確認している。これらのことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	新様式移行による